	⑽　走行減速機	①　走行させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
3.2.3 走行装置	⑴　フロントアクスル ⑵　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング ⑶　タイヤ（ホイールを含む。）	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　イコライザー	①　亀裂及び損傷の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　連結部のがたの有無を調べる。	②　がたがないこと。
		③　アクスルロックを操作し、効き具合を調べる。	③　確実にロックされること。
3.2.4 操縦装置	⑴　ハンドル	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　ロッド及びアーム類 ⑶　ナックル ⑷　かじ取り車輪	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　油圧シリンダー（ステアリングシリンダーに限る。）	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　パワーステアリング装置	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.5 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　ロッド、リンク及びケーブル類 ⑷　ホース及びパイプ	別表第１の「1.3　上部旋回体」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　オイルブレーキ ⑹　エアブレーキ ⑺　ブレーキ倍力装置 ⑻　ブレーキドラム及びブレーキシュー ⑼　バックプレート ⑽　ブレーキディスク及びパッド ⑾　駐車ブレーキドラム及びライニング	別表第１の「1.5　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.6 作業装置	⑴　ブーム、アームバケット及びリンク ⑵　ツース ⑶　ブレード（別名排土板） ⑷　フック	この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.7 油圧装置	⑴　作動油タンク ⑵　フィルター ⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。） ⑷　油圧ポンプ ⑸　油圧モーター ⑹　油圧シリンダー（作業機用、アウトリガー用に限る。） ⑺　方向制御弁 ⑻　電磁弁 ⑼　圧力制御弁 ⑽　流量制御弁 ⑾　逆止め弁 ⑿　回転継手 ⒀　オイルクーラー	別表第１の「1.2　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2.8 操作装置		この表の「3.1　パワー・ショベル及びドラグ・ショベル（クローラ式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	